

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年五月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>川越入間線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>狭山市大字南入曾字堂ノ前原五四〇番一地先から同市大字南入曾字堂ノ前原五七八番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年五月十三日</p>
<p>備 考</p>	<p>交通安全対策事業による。 平成二十七年七月二十一日埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十六号で告示した道路区域の一部 供用開始である。 延長一四三・三五メートル</p>